

A X - 1 1、B X - 1 1

民 法

AとBは兄弟である。平成10（1998）年3月、Aは、所有する甲土地をBに無償で貸した。Bは、甲土地上に乙建物を建築して同年10月より居住を開始するとともに、甲土地の固定資産税を支払うようになった。

平成12（2000）年5月、Bは死亡した。CはBの子であり、Bの唯一の相続人である。Cは、Bが死亡した当時はBと別居していたが、Bの生前、「甲土地はAがBにくれた」とBから聞かされていたため、平成12（2000）年8月に乙建物に転居してきた。Cは、それ以降、乙建物に継続して居住するとともに、甲土地の固定資産税を支払っている。また、Cは乙建物に転居する際に大規模な増築を行ったが、Aはこれに対して異議を唱えることはなかった。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 令和3（2021）年6月、Aは、Cに対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めた。これに対してCは、甲土地を時効取得したと主張してAの請求を拒んでいる。Cのこの主張の適否について論ぜよ。
- 2 令和3（2021）年4月、Aは、Dに甲土地を贈与し、同月中に甲土地についてAからDへの所有権移転登記が行われた。DはAの子であり、Cが甲土地上の乙建物に長期間にわたって居住してきたことを知っていた。同年6月、Dは、Cに対し、甲土地を時価の2倍の価格で買い取るか、さもなくば乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めた。Cはこの請求を拒むことができるか、論ぜよ。

(100点)

A X - 1 1、B X - 1 1

刑 法

甲は、ある日、友人のA宅を訪れた際、たまたま開いていた金庫の中に高価な腕時計が保管されていることに気づいた。甲は、以前からその腕時計を着けてみたいと思っていたことから、数日後にこっそり返すつもりで、Aの見ていないうちに腕時計を持ち出そうと考えた。甲は、Aがトイレに立った後、金庫に近づいて腕時計を持ち出そうとし、金庫に手をかけたが、Aがトイレから戻ってくる足音が聞こえたため、結局腕時計を持ち出すことは断念した。

- (1) 甲の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。
- (2) A宅の金庫に保管されていた腕時計が、甲の妻BがAに預けていたB所有のものであった場合、甲の罪責に影響があるか否かについて論ぜよ。

(100点)